

## 社団法人 日本写真学会 表彰規程

昭和25年	8月	制定
昭和52年	9月	改正
昭和54年	10月	改正
昭和55年	10月	改正
昭和56年	10月	改正
平成5年	10月	改正
平成15年	10月	改定
平成15年	11月	改定
平成16年	2月	改定

第1条 本学会は、定款第5条にかかげる表彰を行うため、次の賞を設ける。

1. 日本写真学会 名誉賞
1. 日本写真学会 功績賞
1. 日本写真学会 功労賞
1. 日本写真学会 学術賞
1. 日本写真学会 技術賞
1. 日本写真学会 論文賞
1. 日本写真学会 進歩賞
1. 日本写真学会 ゼラチン賞
1. 日本写真学会 東陽賞
1. 日本写真学会 会長表彰

第2条 日本写真学会名誉賞は、本学会あるいは広く写真および関連分野において特に顕著な功績があった人に贈る。名誉賞の受賞者は、毎年1名以内とする。

第3条 日本写真学会功績賞は、長年にわたり写真および関連する分野の科学技術の振興または本学会の発展に著しく貢献した人に贈る。功績賞の受賞者は、毎年2名以内とする。

第4条 日本写真学会功労賞は、本学会運営業務に特に功労があった会員に贈る。功労賞の受賞者は、毎年2名以内とする。

第5条 日本写真学会学術賞は、写真および関連する分野において学術的に顕著な研究業績を挙げた会員に贈る。学術賞の授賞は毎年2件以内とする。

第6条 日本写真学会技術賞は、写真および関連する分野において技術的に顕著な業績を挙げた会員に贈る。技術賞の授賞は毎年2件以内とする。

第7条 日本写真学会論文賞は、受賞年の前年発行の本学会誌に、写真および関連する分野の科学技術に関する特に優れた内容の論文を執筆した会員に贈る。論文賞の授賞は、毎年2件以内とする。

第8条 日本写真学会進歩賞は、写真および関連する分野の科学技術に関する独創的で優れた内容の研究発表を行った年齢38歳未満（受賞年の3月31日現在）の会員に贈る。進歩賞の受賞者は、毎年2名以内とする。

第9条 日本写真学会ゼラチン賞は、ゼラチンに関する優秀な研究、独創的な考案、技術上の著しい貢献、あるいはその他に顕著な貢献をした会員に贈る。ゼラチン賞の授賞は、毎年1件以内とする。

第10条 日本写真学会東陽賞は、写真技術の応用、普及あるいは写真教育などに関して顕著な貢献をした会員に贈る。東陽賞の授賞は、毎年1件以内とする。

第11条 日本写真学会会長表彰は、本学会の定常業務で特筆すべき業績を上げ、あるいは非定常の重要な業務を遂行し、本学会の発展に著しく貢献した会員に贈る。毎年の授賞件数には、とくに制限を設けない。

第12条 会長は、各賞選考のため選考委員会を設け、理事会の承認を受ける。各賞選考委員会は、各賞候補者の選考にあたる。

第13条 各賞の選考結果は、理事会の承認を受けた後、決定する。

以上